柏原市立図書館障害者サービス実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、柏原市立図書館(以下「図書館」という。)において障害者 サービスを実施することにより、障害者に対する図書館サービスにおける合理 的配慮を行うことを目的とする。

(利用者)

- 第2条 障害者サービスを利用できる者(以下「利用者」という。)は、市内に居住し、通勤し、又は通学する障害のある者及び通常の活字による読書が困難な者とする。
- 2 利用者は、図書館に登録しなければならない。

(サービス内容)

- 第3条 障害者サービスの内容は、次のとおりとする。
 - (1) 資料の貸出
 - (2) 対面朗読
 - (3) 読書支援機器等の貸出
 - (4) 録音図書等の視覚障害者向け資料の製作
 - (5) その他館長が必要と認めたサービス

(資料)

- 第4条 障害者サービスの利用に供する資料は、図書館に所蔵する全ての資料と する。
- 2 前項の規定にかかわらず、著作権法(昭和45年法律第48号)第37条第3項の規定による視覚障害者等のための複製等及び著作権者に視覚障害者等の利用を目的に許諾を得て製作されたもの等の利用は、視覚障害その他の理由により、通常の活字による読書が困難と館長が認める者に限る。

(資料の貸出)

- 第5条 資料の貸出期間及び貸出点数は、柏原市立図書館条例施行規則(昭和53 年柏原市教育委員会規則第8号)(以下「規則」という。)に準ずる。
- 2 前項の規定について、館長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- 3 貸出は、来館、職員による配達等により実施する。

(対面朗読)

- 第6条 対面朗読は、市内に在住する利用者に限り、次の場合に実施する。
- (1) 録音図書として、製作すること又は他館からの借受ができないとき。
- (2) その他館長が必要と認めたとき。

- 2 対面朗読の利用を希望する者は、その日時をあらかじめ館長に申し込み、予約の承認を受けなければならない。
- 3 対面朗読は、図書館で実施する。ただし、特に館長が必要と認めたときは市内の公共施設で実施することができる。
- 4 対面朗読の実施時間は、図書館の開館時間中とし、朗読時間は利用者1人1日につき2時間以内とする。
- 5 朗読者は、「朗読ボランティアグループやまとがわ」の会員が担当する。 (読書支援機器の設置及び貸出)
- 第7条 館長は、利用者の利用に供するための拡大読書器等の読書支援機器を設置する。
- 2 読書支援機器のうち、貸出用のデイジー図書再生機は、市内に在住する利用者に貸出することができる。
- (1) デイジー図書再生機の貸出を希望する利用者は、貸出申込書(別記様式)により館長に申し込まなければならない。
- (2) デイジー図書再生機の貸出期間は、1か月とする。ただし、館長が認めたときは、貸出の日から3か月を超えない範囲内で延長することができる。

(障害者向け資料の製作)

第8条 館長は、著作権法に基づき、協力者等に依頼して障害者の利用を目的とする資料を作成するよう努める。

(損害の賠償)

第9条 貸出を受けた者が、資料を紛失し、又は破損した場合、規則第24条の規 定に基づき、現物又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、図書館の利用に障害があるものに対して必要なサービスは館長が定める。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

柏原市立図書館長

住 所

氏 名

貸出申込書

下記の物品の貸出を申し込みます。

記

物品名 ・デイジー図書再生機 () 1台

使用期間 年 月 日 から 年 月 日

以上

返却確認

年月日確かに返却を確認しました。